

岐阜市織田信長公関連観光土産品のホームページ登録事業実施要綱

平成27年4月24日 決裁

平成28年5月24日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、織田信長公関連観光土産品（以下「観光土産品」という。）を岐阜市ホームページにおいて紹介することにより、「信長公のまち岐阜市」を広く発信し、もって本市における商工観光事業の振興及び発展に寄与することを目的として実施する岐阜市ホームページへの登録事業（以下「登録事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 登録事業の対象となる者は、岐阜市内の事業所において観光土産品を販売する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(対象品)

第3条 登録事業の対象となる観光土産品は、材料、図案、意匠、名称等が織田信長公に関連する商品であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 菓子
 - (2) 食料品
 - (3) 飲料品（酒類を含む。）
 - (4) 工芸品
 - (5) 民芸品
 - (6) おもちゃ
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
- 2 前項に規定する観光土産品は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 品質が優良であり、かつ、観光土産品として推奨できるものであること。
 - (2) 観光土産品として適当な価格であること。
 - (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他関係法令に定める基準に適合するものであること。

(登録申請)

第4条 観光土産品を岐阜市ホームページに登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、岐阜市織田信長公関連観光土産品登録申請書（様式第1号）に観光土産品の見本及び写真を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、岐阜市ホームページへの登録を決定したときは、岐阜市織田信長公関連観光土産品登録通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請の受付期間は、その都度市長が定める。

(登録)

第5条 市長は、前条第2項の規定により登録を決定したときは、その内容を岐阜市織田信長公関連観光土産品台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）に記録するとともに、次に掲げる事項を岐阜市ホームページに登録するものとする。

- (1) 商品名
- (2) 販売価格
- (3) 事業者名及び問合せ先

2 前項の規定による登録の期間は、登録の日から3年間とする。

(登録の変更等)

第6条 前条第1項の規定により岐阜市ホームページへの登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、岐阜市織田信長公関連観光土産品変更・中止届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 第4条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (2) 登録した観光土産品の販売を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 登録した観光土産品を岐阜市ホームページから削除しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに台帳の記録及び岐阜市ホームページの登録を変更し、又は削除するものとする。

(苦情の処理)

第7条 登録者は、岐阜市ホームページに登録された観光土産品について苦情があったときは、誠意をもって適切かつ迅速な処理に当たり、必要に応じた措置を講ずるものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が第2条各号若しくは第6条第1項第2号若しくは第3号に該当したとき又は第3条第2項各号に該当しなくなったときは、岐阜市ホームページへの登録を取り消すものとする。

(登録情報の確認)

第9条 市長は、毎年度末に、登録者に対し岐阜市ホームページに登録した情報（以下「登録情報」という。）の確認を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による確認により登録情報に変更があることを把握した場合は、速やかに登録者に対し、第6条第1項の規定による届出を行うよう命ずるものとする。

(庶務)

第10条 登録事業の庶務は、企画部信長公450プロジェクト推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。